

# 会計情報と公益事業規制

— NTT の組織再編成問題を例にして —

山 本 清

## 1. 公益事業規則における会計情報の位置づけ

### (1) 公益事業の規制をめぐる最近の動向

公益事業の規制に関して近年議論が盛んなのは、1980年代に英国、米国、そして我が国で行われた規制緩和のインパクトを評価しようとするものである。わが国における規制緩和の代表例は、旧3公社（国鉄、電電、専売）の組織を政府保有から株式会社組織の特殊会社にかえた民営化である。この民営化を支える理論は、新保守主義の経済学であり、公正よりも効率を重視し、また、政府の介入よりも市場に優位性をおくものである。具体的には、事業運営の非効率性、経営内容の悪化の改善対策として生産性の向上（特に国鉄の場合）、独占市場の開放を求める外国政府への対応を含めた競争環境の構築（特に電電）、株式売却による政府財政収入の確保といった民営化検討時の社会経済情勢も大いに影響している。

### (2) 公益事業規制と会計情報との関わり

公益事業については、一般に巨大な設備、装置がその事業を行うのに必要とされることから、規模の経済性が発生し、この特性に伴う独占の弊害を防止するため、各種の規制が課されている。この規制は、公益事業が規制緩和の一環として民営化されても基本的には存続する。本稿で検討する会計情報と関連する経済的規制の主なものには、料金規制、参入規制、及び兼業規制がある。料金規制とは事業者の提供するサービスの料金に関するもので、わが国では認可

制となっているが、総括原価主義であれ価格上限主義（プライスカップ）<sup>1)</sup>であれ会計情報が規制の重要な要素となっている。すなわち、前者の場合では当該事業にかかる営業費、償却費、諸税などの経費のほか事業用資産価額の一定比率が認可にかかる総括原価を構成するし、後者の場合でも設定された上限価格以下で過剰な利益（または損失）をあげていないかを監視する必要から事業部門の収支情報が必須となっている。また、参入規制とは当該事業の市場へ新規に参入する場合の規制で、免許、許可制が一般的であるが、公益事業の性格から参入事業者の経営の安定性を審査するには財務状況のデータが必要である。さらに、兼業規制とは規制にかかる事業以外の事業を事業者が行う場合の規制であり、本業の経営を圧迫しないようにするとともに本業の利益を兼業部門に流用することにより兼業市場の競争を阻害しないようにするのが目的である。このためには、本業と兼業部門との適切な区分経理が前提条件となる。

### (3) NTTの組織再編成問題と会計情報

このように会計情報は公益事業の規制に密接に関連しているのであるが、従来の研究は、経済学からは料金規制のあり方、競争環境のモデル分析が、また、会計学からは料金決定問題が中心になされてきた。経済学では最近になり代理人理論を適用して組織形態の変更が組織業績に与えた影響を分析したもの<sup>2)</sup>が現れてきたが、会計学では料金決定問題を会計政策との関連でとらえたり<sup>3)</sup>、民営化に伴う会計処理の経済的帰結を扱ったもの<sup>4)</sup>が散見されるだけで、いずれも総括原価主義を所与とした理論であり、料金規制そのものと会計情報の関係を分析したものは見受けられない。経済分析のブームともいえるプライ

---

1) 規制者と被規制企業の間で価格契約を締結し、この価格を上限としてこれ以下の料金であれば自由に料金の改定ができるものである。1984年英国で電気通信公社BTの民営化の際、最初に導入されたものである。この経緯については Littlechild (1983) 参照

2) 国鉄の民営化を国会と行政府、行政府と国鉄に Principal-Agent 関係が成立するとして分析した岡野 (1989) の考察がある。ただ、この分析はやや観念的すぎると思われる。

3) 熊野 (1990) 参照

4) 醍醐 (1990) 参照

スキップによるインセンティブ規制が総括原価による公正報酬率規制に対して優れているとする議論<sup>5)</sup>も、実績となる会計情報による十分な検証を受けたものではない。したがって、我々の現在の課題は、経済的分析の結果を会計情報と関連させ、同時に会計情報が規制の過程で果たしている機能を明らかにすることにあると思われるのである。そしてそのことが「現代の経済社会の中で会計が果たしている多面的な役割を実証的に明らかに」<sup>6)</sup>し、より上位の政策過程における会計の役割（政治性）を考察することになる。日本電信電話株式会社（NTT）の組織再編成問題は、組織のあり方をめぐって会計情報がキー・ファクタとなったものである。これまで組織と会計情報の関連については、その具体的データに制約があったため、実証的な分析がほとんど行われていなかったが、民営化に伴う情報公開の進展及びマスコミによる報道により概括的検討を可能にしたという対象の適格性により取り上げるものである。

## 2. 電気通信事業者の網構成と料金体系

NTTの組織再編成問題とは、現在の単一組織による全国的サービスを網単位で分割しようとするものであるため、まず、現行の電気通信事業者（特に電話）の網がどのようなになっているかを概観してみよう。

### (1) 網構成

電話サービスの網構成は、図1に示す通り電話交換機の種類に対応して加入者網、市内網及び市外（中継）網に区分される。加入者網は、電話機などの端末（TE）から市内交換機（LS）までの、市内網は、市内交換機から市内外中継交換機（TS）までの、また、市外網は、市内外中継交換機から市外中継交換機（TTS）を經由して再び市内外中継交換機にいたるまでの区間にかかる網を指す。そして、各交換機に対応して設備の階梯（層）は、それぞれ端局（EO）、

5) Hayes and Seigel (1986), Haring and Kwerel (1987) 参照。これに対して、規制者の効用、不確実性の程度と形態により必ずしも優位でないとする Richard Schmalensee (1989) 等の見解もある。

6) 醍醐・田中 (1990) p. 1



なっていない。この点が後述する市内・外収支の問題を複雑にしているのであるが、ここでは通話目的（市内通話か市外通話か）と通話時間、時間帯及び距離段階に応じて定められていることを述べるにとどめる（図1，表1参照）。

表1 距離段階別料金表（3分間通話の料金） 単位：円

	昼 間	夜 間	深 夜
区域内(市内)	10		
隣 接	20		
20kmまで	20		
30	50		40
40	60		50
60	90		70
80	120	90	80
100	140	90	80
160	180	100	90
320	260 (240)	150 (140)	140 (130)
320超	280 (240)	180 (140)	150 (130)

括弧内は1991年3月19日の料金改定分

### (3)電話サービスにおける競争状態

電気通信事業、とりわけ電話サービスについては、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法の施行により、1985（昭和60）年4月1日から日本電信電話公社はNTTへ民営化され、従来の独占状態から新規参入に伴う競争原理の導入が図られた。この結果、日本テレコム、第二電電、日本高速通信の3社（いわゆる中継系NCC）はNTTの市外網に対応する中継網を自ら設置所有して（第1種電気通信事業者として）1987（昭和62）年9月から長距離電話サービスを開始し、部分的にせよ競争状態に突入したのである。すなわち、中継系NCCにかかる電話サービスは、加入者網及び市内網についてはNTTの設備を利用し、市外網部分については自社の設備である中継網を利用する。こ

のため、NTTの網とNCCの網の接続が必要になり、相互接続用関門交換機(IGS)を設置し、相互接続点(POI)を通じた相互接続サービスをNTTから受けることになる(図1参照)。また、NCCサービスの料金は、自社の中継網にかかる市外通話料金にNTTの設備利用にかかる対価として相互接続料相当額(10円/3分)を加算したものである。周知の通り、NCC料金は政策的配慮もありNTT料金の約2割安となっているため、東京-大阪間での通話量の30-40%をNCCが占めているといわれているが、全体では3%台にとどまっている。この点が一層の競争市場を確立するべく「巨大」なNTT組織を再編成しようとする規制当局の動きにつながるのである。

### 3. NTTの組織再編成と市内・市外通話収支との関連

#### (1)組織再編成論議の背景

そもそもNTTの組織見直しは、第2次臨時行政調査会の第3次答申で当時の電電公社の組織再編成を行うべきことが指摘されたのを受け、日本電信電話株式会社法付則第2条に「政府は、会社の成立の日(1985年4月1日)から五年以内に、この法律の施行状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていたことによる。つまり、1990年3月末がその期限とされていたため、電気通信審議会にその検討が諮問され、その中間答申の審議過程から当事者のNTT、NCC、郵政省をはじめ大蔵省、通産省、経済企画庁及び公正取引委員会の各官庁、産業界を巻き込んだ論争となった。

#### (2)再編成に関する利害関係者の見解—特に郵政省対NTT

再編成の契機はNTT法に根拠をおくものの、電気通信事業が今後の高度情報化社会で重要な地位を占めることから、再編成に関連する利害関係によりその評価は大きく異なってくる。実際のところ、この再編成問題も利害が複雑に絡み合っているが、本稿の目的は規制における会計情報の機能を明らかにすることであるので、規制の直接の当事者である郵政省とNTTの両者にアクターを限定して考察を進めることにする。両者の再編成に対する認識は競争市場の

確保という理念では一致するが、郵政省は長距離（市外）サービスを行う市外会社と市内サービスを行う複数（または単一の）市内会社に分離すべきとするのに対して、N T Tは従来通り全国単一組織を維持すべきとその方策については明確に異なる。その論理を整理したのが表2である。この表から明らかなように料金の要素、とりわけ分割後の市内会社の経営が主要な論点となっている。すなわち、組織を分割してその後の市内会社の経営が赤字となって特別の措置を講じなければならないのか否か、また、市内通話の利用者負担が大きく変動することにより国民生活に影響を与えないのか否か、さらに、規制緩和により市外サービスの料金体系が変動しN T Tの長距離部門の優位性が高まる（後述する市外部門から市内部門への内部補助の解消）のか否かを判断する材料となるからである。

表2 郵政省とN T Tの見解

項目	郵政省	N T T
料金	N C Cとの競争及び地域会社間での競争により、市外、市内とも料金は低廉化する。	現在の費用構造から市内は値上げ、市外は値下げとなる。この対策にはアクセスチャージの導入が必要。また、地域会社間で料金格差を生ずる。
サービス	競争推進でデジタル化が進む。多彩な新サービスが期待可能。	全国的なサービスに支障をきたす恐れがある。故障時の対応が混乱する可能性。公平なサービス提供に支障。
株式対策	A T T分割の例からみて株価は上昇する。利用者利益の方が優先する。	分割を前提にした株式放出ではなかったため、株主保護の面で問題。わが国最大の株主を有し、株価の不安定要因にもなる。

#### 4. 市内・外収支の会計処理をめぐる論点

組織再編成の議論で市内・外収支という会計情報が大きな役割を担うことになり、会計処理論争は、必然的にネットワーク・サービス組織のあるべき姿(組織変更の是非)という高度の政策論争を背後に有すること(あるいはその代理論争)となったのである。NTTは見直し期限の1年3ヶ月前の1988年12月に「サービス別原価計算研究会」を設置して、市内・外サービスの区分計算の検討に着手していたが、これは多分この点を十分認識していたのであろう。そして、論争はまさにこの研究会中間答申公表を契機としたのである。具体的な論争点につき、NTT、郵政省等の見解を当時の新聞、雑誌から整理して検討してみよう。

##### (1)「市内・外」の概念

NTTが研究会の中間答申を受けて1989年4月19日に発表した市内・外収支は、「電話役務収支状況」として1987(昭和62)年度の電話サービスについて、その種類別の収支を示したものである。その結果は、表3に示す通り基本料は約1,800億円の赤字、市内通話は約750億円の赤字に対し、市外通話は約10,600億円の黒字となっていて「市内などの赤字を市外の黒字で埋めている」(読売新聞, 1989. 4. 20)状況としている。ここで「市内」、「市外」収益は、現行の料金体系が通話目的別に定められていることから市内通話料及び市外通話料を基準にして、また、「市内」、「市外」費用は、これら料金に対応する費用を市内通話と市外通話の設備使用量(通話時間、通話回数)により配賦して算定している。例えば、市内通話及び市外通話の双方とも市内交換機を経由してサービスが提供されるため、実際に市内交換機が市内通話と市外通話に使用された量に応じてその費用が配賦されることになる。すなわち、NTTの区分概念は、通話が発信から受信で完結し、通話料もどこに(いつ)電話をするかで定められているのに着目するものといえる。



表3 昭和62年度の電話収支状況(NTT) 単位：億円

役務の細目	営業収入	営業費用	営業利益
加入電話 基本料	9,244	11,056	▼ 1,812
市内通話	7,958	8,711	▼ 752
市外通話	21,834	11,262	10,571
その他	3,263	2,655	▼ 209
公衆電話	2,107	2,655	▼ 548
自動車電話	531	411	119
その他の 移動体電話	129	143	▼ 14
その他	1,911	1,901	9

ここで、▼は赤字を示す。 出典：読売新聞（1989.4.20）

このNTTの考えに対して、郵政省、NCCの批判は「市内通話収入に市外通話の足回り部分が導入されていない」（日経コミュニケーション, 1989.7.24）、つまり、「市外通話のうち発信、着信両側で使う市内回線、いわゆる「足回り部分」の収入と支出を市内通話に繰り入れていない」（読売新聞, 1989.4.20）とするものである。市外通話も市内網を使用しているのであるから、この市内網使用対価は市内通話収入に算入する必要があるという見解である。したがって、この見解をとる場合には、収入については、市外通話収入から市内網の使用対価たる「足回り」収入は除かれ、反対に市内通話の収入に加算されるが、一方で費用については、市外通話でも負担していた市内網の使用費用が「足回り」費用として市外通話の費用から除かれ、反対に市内通話の費用に加算されることになる（郵政省の区分概念は、網単位）。

両者の見解を対比すると、市内通話と市外通話をどのように分けるかという点での差であって、この結果が収支に大きく影響するとは考えられないと思われるかも知れない。しかし、いずれの方法とも費用、収益の配賦計算を伴うことからこの配賦方法により結果は大きく変わってくるのである。

すなわち,  $R$  : 収益,  $C$  : 固有 (直接) 費用,  $F$  : 市内・市外共通費用,  
 $y_1$  : 市内通話量,  $y_2$  : 市外通話量,  $h$  : 市内網の市内通話に対す  
る配賦係数,  $L$  : 市内通話,  $D$  : 市外通話  
 $f$  : 共通費用の市内通話に対する配賦係数 とすると,

NTT方式では

$$\text{〈市内通話〉 収益 } RL = RL(y_1) \quad (1)$$

$$\begin{aligned} \text{費用 } CL &= h(y_1 + y_2, y_2) C_1(y_1 + y_2) \\ &+ f(y_1 + y_2, y_2) \cdot F \end{aligned} \quad (2)$$

$$\text{〈市外通話〉 収益 } RD = RD(y_2) \quad (3)$$

$$\begin{aligned} \text{費用 } CD &= C_2(y_2) + \{1 - f(y_1 + y_2, y_2)\} F \\ &+ \{1 - h(y_1 + y_2, y_2)\} C_1(y_1 + y_2) \end{aligned} \quad (4)$$

一方, 郵政省方式では

$$\text{〈市内通話〉 収益 } RL = RL(y_1) + k \cdot y_2 \quad (5)$$

$$\text{費用 } CL = C_1(y_1 + y_2) + f(y_1 + y_2, y_2) F \quad (6)$$

$$\text{〈市外通話〉 収益 } RD = RD(y_2) - k \cdot y_2 \quad (7)$$

$$\text{費用 } CD = C_2(y_2) + \{1 - f(y_1 + y_2, y_2)\} F \quad (8)$$

ここで  $k$  : 「足回り」の単位収入 (料金)

上記の各式からわかるように, いずれも配賦によるバイアス (仮定) の要素は2個 (NTTでは  $f$  と  $h$ , 郵政では  $k$  と  $f$ ) であり, 会計情報としては理論的に同程度の信頼性を与えるといえる。しかし,  $f$ ,  $h$  という配賦係数は費用構造に密接に関連するものであり, 直接サービスを提供している事業者たるNTT側に情報が偏在して (いわゆる情報の非対称性) ため, 郵政省側としてその検証を行うのは困難である。この点で郵政省は費用の配賦係数が  $f$  のみであり, 市内網部分にかかる「足回り」料金  $k$  は市外通話料金の内訳として定められていないことから, その計算環境はNTTと同一条件となる (NTTが情報優位になるのは1個) 方法を選択しようとしたと考えられるのである。

## (2) 番号案内サービス

もう一つの見解の差は番号案内 (104) サービスに関してである。番号案内

は当時無料で提供されていたサービスであったため、問題は費用をいかに配賦すべきかということである。前出の読売新聞によれば、NTTは「電話番号案内の……赤字二千四百億円は、郵政省が求めている市内、市外通話の収入比率に応じた配分ではなく、市内と市外の通話量（時間）の比率に応じて、千四百億円を市内、八百億円を市外、二百億円を公衆電話の各通話分に割り振った」のである。両者の論理は同じく前出の日経コミュニケーションによれば、NTTが「104で市内番号を聞いた利用者はその後で電話をかけ、市外番号を聞いた利用者は市外に電話をする」から「市内外の通信量比がそのまま104関連コストの比となる」というものであるのに対し、郵政省は「104は通話収入の販売促進費という位置づけであり、……その結果である収入比で配分する方が的確だという」。もちろん、この算定方法選択の背景には104の費用が巨額であることから市内収支に大きく影響する事があげられる。郵政方式で104費用を市内・市外通話に配分すると、NTTの通話目的別の収支計算を前提にしても市内通話の費用として配賦されていた千四百億円は六百億円<sup>9)</sup>に低下し、八百億円の費用低減となって七百五十億円の赤字を埋めて黒字に転換するからである。この対立点は会計論理からいえば、(1)で述べた共通費用の配賦係数 $f$ として何を採用すべきかということになる。配賦係数として一般に考えられるのは、配賦先の各部門の固有費用、共通費用にかかる設備・サービスの使用量、配賦先の各部門の収益などであるが、NTT方式は2番目の使用量基準、郵政省方式は最後の収益基準を採用しているとみなしてよい。このようにどの配賦基準をとるかで評価が大きく異なってくるため、会計情報に恣意性が介入する誘因は避けられないのであり、市内外収支の区分において郵政省方式が費用の配賦係数を少なくする選択をしていることは情報評価の理論からは評価して良い（もっとも足回り料金の推計計算という不確実性も同時に発生するが）ものであろう。

### (3)「対立」から「調整」へ

しかし、両者の対立は郵政省、NCCの対応を受け、当時のNTT社長が「今

9)  $2,200\text{億} \times 7,958 / (7,958 + 21,834) = 587 \rightarrow \text{約}600$

回は中間報告的なもので絶対というものではない。郵政省と調整して六月にも（足回りなどを計上して）出し直す」（前出読売新聞）と報じられたように「調整」段階に移行するのである。最初の市内外収支の区分については、郵政省方式が中継サービス市場におけるNCCとの公正競争条件確保の点で有用であることを認めたのである。そして、その後は網別区分計算を所与とした枠内で、NCCとの比較を合理的に行うため足回り料金の算定はどうすべきかという「調整」的な議論になる。

すなわち、足回りの単位収入 $k$ の算定方法であり、NTTがNCCに対する相互接続料金に基づくべきだとするのに対し、郵政省はNTTの市内料金相当の10円/3分を使用すべきとするものである。NTT方式は相互接続料金がNTT市内網のほかNTT市外網の一部（TS-TTS-IGS-POI）を使用する対価であることから、NTTの市外通話にかかる市内網使用対価の足回り料金としては相互接続料金の市内網部分であるとする。一方、郵政省方式は市内網のみを使用する市内通話料金が10円/3分であるのであるから、市外通話の市内網使用対価も同額とするべきとする。ここには「公正競争」に対する認識の差が現れているが、この点は後述するとしても、 $k$ としてNTT方式は明らかに郵政方式よりも低額となることから、前節の式(5)で求められる市内収益は郵政方式よりも少なくなる（市内収支にマイナスの影響）点に留意が必要である。

もう一つの対立点であった104サービスについては従来の両者の考え方と全く異なった方向、つまり、市内外収支に配賦するのではなく独立のサービスとする方法で調整が図られることとなった。配賦に伴うバイアスを回避する点では会計処理として「前進」かもしれない。しかし、実態は当時104サービスが無料であったため、独立項目にすると有料化を目標としていると言われる恐れがあった情勢が有料化の方針をその後公表した<sup>10)</sup>ことから変化し、両者の思惑が一致するようになったのも影響している（有料化の妥当性の証明になる）と思われる。

10) 1990年12月から視覚障害者等を除き1番号案内につき30円となった。

以上のように、両者は結果において「調整」が順調になされたことになっているが、これは決して会計理論における「合意」の結果ではないと思われるのである。むしろ、会計情報自身が会計理論を越えて調整を可能とする機能を果たしたと考えるべきなのである。すなわち、NTTは配賦基準、通話状況などについて郵政省よりも豊富な情報を有しているため、郵政省方式によった場合の市内外収支等の会計情報を正確に測定、評価できる位置にある。このため、組織再編成問題につき重要な要素になる市内収支が赤字という結果が得られるのであれば、組織の維持という大きな目的のため「戦略的譲歩」をするのではないかと考えられるのである。実際のところ、NTTが郵政省方式で算定し、発表した1988(昭和63)年度及び1989(平成元)年度の市内外収支の結果(表4参照)から先の1987(昭和62)年度の市内外収支を郵政省方式によったものとして推計計算する<sup>11)</sup>と、表5に示す通り市内通話及び市外通話とも「黒字」(但し市内通話に基本料及び番号案内が含まれていない)という結果になるのである。1989(平成元)年4月の時点では決算数値が確定しておらず、1988年度の決算数値、通話状況の詳細なデータに基づく計算は不可能であったため、NTT側として、分割につながる1987年度市内収支が「黒字」となる郵政省方式を承認したくなかったことは想像に難くないであろう。しかし、88年度の決算数値などを利用できるようになった時点(89年7月以降)においては、当然郵政省方式を採用した場合の市内外収支の結果を試算し、88年度の市内収支が「赤字」となることを確認できたと考えられるから、NTTが郵政省方式に従って「協調」することはある意味で自然な過程であるとみなせるのである(電気通信事業会計規則の改正までの経緯を示した表6参照)。

11) 市内及び市外の網コストの比を1988及び1989年度役務別損益計算から求めると両年度とも市内75：市外25となることから、この比率でNTT公表の1987年度の市内及び市外通話収益から104費用配分額2,200億円を控除した額を配付して費用を、また、収益は電気通信役務通信量等報告(開示情報の一種で日経コミュニケーションにも掲載されているもの)に基づき推計した。なお、日経コミュニケーションの市内通話と市外通話の収益推計値は、それぞれ14,174億円、15,618億円である。

表4 1988及び1989年度の加入電話の役務別収支（単位：億円）

	1988			1989		
	営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益
基本料	9,600	11,700	▼ 2,100	10,100	11,700	▼ 1,600
市内通話	13,700	14,100	▼ 400	14,500	14,600	▼ 100
市外通話	16,300	4,700	11,600	15,300	4,800	10,500
その他	3,100	3,100	0	3,200	3,300	100

注：百億単位で数字が丸めてある。▼は赤字を示す。

出典：NEWS RELEASE（NTT広報部）

表5 1987年度の郵政省方式による加入電話の役務別収支推計

	営業収益	営業費用	営業利益
基本料	9,200	11,000	▼ 1,800
市内通話	14,200～14,700	13,350	850～1,350
市外通話	15,100～15,600	4,450	10,650～11,150
番号案内	0	2,200	▼ 2,200

表6 市内外収支をめぐる経緯

- 1988.12. NTT「サービス別原価計算研究会」設置
- 89.4.19 NTT上記研究会中間答申に基づく1987年度電話役務別損益公表  
（通話目的によるセグメント会計）
- 4.20 経済企画庁「規制緩和の経済理論研究会」提言（情報開示の拡充、  
事業別料金制の導入など）
- 10.2 電気通信審議会中間答申（NTTの組織非効率を電力会社等と比較して分析）
- 11.10 NTT上記研究会第2回中間答申（足回り収支の算定方法の検討）
- 90.1 NTT公正市場対策室設置
- 1.20 郵政省網基準による市内外収支算定方法の提示

- 3.2 電気通信審議会答申（NTTの長距離(市外)部門と市内部門に分離等を提言）
- 3.8 NTT郵政省基準に基づく1988年度の電話役務別収支を発表（市内部門400億円の赤字）
- 3.9 電気通信事業会計規則の一部改正公布（郵政省基準による電話役務損益明細表の作成義務づけ）
- 3.30 郵政省NTT法付則第2条に基づき講ずる措置発表（5年後に再検討することにし，組織再編成は見送る。事業部制の徹底等）

#### (4) 対立点をめぐる考察

市内外通話の区分及び番号案内サービスの費用配賦のいずれも，会計理論としてはセグメント会計にかかる問題である。NTTの電話役務損益計算はまさにこのセグメント会計からのアプローチであった。このことは，NTTが設置した研究会に「サービス別」という表現が用いられていることから明らかである。そして，サービス別に収支を明らかにする（開示する）と考えれば，当時既に定められていた国際会計基準委員会（IASC）の「セグメント別財務情報の報告」<sup>12)</sup>で述べられているように「セグメント情報は，これらのセグメントが独立した事業体と考えられたり，異なる企業の類似の名称によるセグメント間の比較が当然に有意義になるという印象を与えることを意図しているものではない」。したがって，セグメントは通話目的に対応した市内・市外通話の区分となり，中継サービスという同一のサービスを提供しているNCCとの比較を目的とした網区分が採用されなかったのは当然といえる。セグメント会計は，多角化に伴う企業活動の全貌を投資家が評価するのに資する会計情報開示として生まれた経緯があるからである<sup>13)</sup>。

しかしながら，NTTは1企業であると同時に公益事業である電気通信市場の巨大企業であり，特に市内網，加入者網については事実上独占している。郵政省の論理とは，NTTのこの独占性及び競争状態となった中継サービスにお

12) IASC (1981)。同様の主旨のものとしてFASB (1976)。

13) 情報開示側の企業実務者の見解も企業間比較に否定的である。石田 (1990) 参照。

ける圧倒的なシェアに着目した規制の論理である。規制は、市場における競争状況に応じてなされるものであるから、競争が実際に行われている中継網部分とそれ以下の市内網、加入者網の部分に区分することは妥当なことである。独占と寡占では規制政策も異なるものであるからである。郵政省側が市内外収支（電話役務損益）の基本目的をNCCとの比較可能性においたのは、中継サービスが公正競争市場になっているかを監視するためである。この点で、NTTは電気通信市場の自由化を受け企業性を第一に考え、市内外収支も開示情報の拡大とみなしたことは企業の論理としては究めて自然であるが、自らの独占性の認識まで十分気が回らなかったきらいがある（はじめて経験するNCCとの競争環境という同情される側面はあるものの）。

したがって、両者の対立は、市内外収支をNTTが企業（エンティティ）の観点からの情報開示と考えたのに対し、郵政省は規制の観点から被規制企業から規制当局への報告と考えた点にある。組織再編成との関連では、エンティティの観点には一つの報告主体の、規制の観点には競争環境の差による主体の分離が認められるが、形式としてはNTTが会計理論から政策の合理性（分離は市内料金の値上げにつながる恐れから困難で、統一組織を維持する）を導こうとした<sup>14)</sup>のに対し、郵政省は政策（規制）から会計処理、理論の方向を見いだそうとしたと言える。

その結果は、網単位の区分計算が省令の会計規則とされる事で、企業の会計理論が規制の論理に挫折したと言えるが、NTTは市内網部分の赤字を示したことにより株式の暴落というアクシデントにも助けられ、組織再編成を5年後に再検討する事で分割を回避したともいえるのである。もっとも、現状の規制政策下では網単位で区分する方法でも市内収支が赤字となることは、次に示す簡単な経済分析で示されるように避けられないことであり、そのことが今後の組織再編成及び料金政策の検討課題なのである。

すなわち、現行の中継サービスは競争状態というものの、料金は自由に設定

---

14) このことは、原価計算研究会の構成が会計学関係7名、経済学関係2名という点に如実に現れている。



できる状況ではなく、古城誠氏が述べるように「NCCの対NTT 2割安の料金もコストを反映したものとはいえない」(前出日経コミュニケーション)状況にある。したがって、NTTは加入者網及び市内網については総括原価主義に基づく料金規制を受けるが、市外網については、ある通話区間にかかるNCCの市外通話料金(中継区分)を $P_e$ とすると、 $P_N = P_e + A$  ( $A > 0$ )と設定すると考えられるから、以下の制約条件下で企業の論理に従って利益 $\Pi$ を最大化するとみなして良い。すなわち、具体的には前出の式をNCCとの中継サービスにおける競争状態を考慮し、(1)市外通話量 $y_2$ をNTT分 $y_3$ とNCC分 $y_e$ に分離し修正し、また、(2)加入者網にかかる収益 $R_0$ 及び $C_0$ は、いずれも電話サービスの基底となるもので、通話量の多寡によらず(現行サービス約款参照)加入契約者数の関数とみなしてよいから、その収支( $R_0 - C_0$ )は以下の限界分析から除外し、さらに、(3)計算の簡略化のため市内・外通話料金を通話量によってのみ規定される(距離, 時間帯によらない)と仮定する(市内単位料金= $PL$ , 市外単位料金= $PN, P_e$ )と

$$\Pi = R_1(y_1) + R_2(y_2) - P_e(y_2 - y_3) - \{F + C_1(y_1 + y_2) + C_2(y_3)\} \Rightarrow \max$$

$$R_1(y_1) + R_2(y_2) - \{P_e(y_2 - y_3) + (P_e + A)y_3\} \leq f(y_1 + y_2, y_3) F + C_1(y_1 + y_2)$$

ここで、 $f^1 = \partial f / \partial y_1 > 0$ ,  $f^3 = \partial f / \partial y_3 < 0$ と仮定してよいから

$$H = R_1(y_1) + R_2(y_2) - P_e(y_2 - y_3) - \{F + C_1(y_1 + y_2) + C_2(y_3)\} + \lambda \{f(y_1 + y_2, y_3) F + C_1(y_1 + y_2) - R_1(y_1) - R_2(y_2) + P_e \cdot y_2 + A \cdot y_3\} \quad (\lambda : \text{ラグランジェ係数})$$

とすると、極大化条件より

$$\partial H / \partial y_1 = R_1^1 - C_1^1 + \lambda \{f^1 \cdot F + C_1^1 - R_1^1\} = 0$$

$$\therefore R_1^1 - C_1^1 = -\lambda / (1 - \lambda) \cdot f^1 \cdot F < 0$$

$$\therefore R_1^1 = PL < C_1^1 \quad (\because f^1 > 0, 0 < \lambda < 1)^{15)} \quad (1)$$

$$\partial H / \partial y_3 = P_e - C_2^3 + \lambda \{f^3 \cdot F + A\} = 0$$

$$\therefore P_e = C_2^3 - \lambda \{f^3 \cdot F + A\}$$

$$\therefore P_N = P_e + A = C_2^3 + A - \lambda \{f^3 \cdot F + A\}$$

$$= C_2^3 - \lambda \cdot f^3 \cdot F + (1 - \lambda)A > C_2^3 \quad (2)$$

$$(\because f^3 < 0, 0 < \lambda < 1, A, F > 0)$$

このことは、現状の規制環境下ではN T Tが利潤最大化行動をとる限り、市内料金水準は市内網の限界費用より低く、また、市外料金（中継網対応）水準は市外網の限界費用よりも高くする、すなわち、市外網部門の黒字で市内網及び加入者網部門通話の赤字を埋める（市外から市内、基本料への内部補助）という構造は続くことを示しており、先の郵政省方式の市内外収支の結果（表4参照）とも一致する。

## 5. 今後の課題

市内外収支の会計情報がN T Tの組織再編成問題にどのような役割を果たしたかについて考察してきたが、会計情報の政策インパクトを分析するならば説明理論の視点に留まらず、自らの政策的立場を明確にするべきではないかと言う批判を受けるかもしれない。しかし、電気通信技術の急速な進展を勘案すると、この問題につき具体的な政策提言を行うことよりも、その動向を見きわめることの方が重要のように思われるのである。すなわち、加入者網の光ファイバー化が21世紀の初頭までに進められることになっており、この場合には現在電話サービスコストの約%である加入者網のコストが約%にもなり、市内料金と市外料金の格差は事実上解消して市内、市外の区分は余り意味を持たなくなるからである。したがって、現在の技術水準を前提にした規制の論理で市内と市外に分割することの是非は、こうした長期的観点から検討される必要があるだろう。

最後に現行の制度に限定した問題点を示しておこう。第一は、電気通信事業会計規則の電話役務損益明細表における市内通話収益に加算されている足回り収入の計算方法である。すなわち、隣接区間及び20kmまでの通話距離区間では

- 15) N T Tの市内網サービス、市外網サービス及び共通部分における非効率な資源使用をそれぞれ $u_1$ ,  $u_2$  及び  $u_F$  とおくと、 $\Pi = R_1(y_1) + R_2(y_2) - Pe(y_2 - y_3) - \{F + C_1(y_1 + y_2) + C_2(y_3) + u_1 + u_2 + u_F\}$ , 制約条件は  $R_1(y_1) + R_2(y_2) - \{Pe(y_2 - y_3) + Pe + a\}y_3 \leq f(y_2, y_3)(F + u_F) + C_1(y_1 + y_2) + u_1$ . いま、 $H = (y_1) + R_2(y_2) - Pe(y_2 - y_3) - \{F + C_1(y_1 + y_2, y_3) + C_2(y_3) + u_1 + u_2 + u_F\} + \lambda \{f(y_1 + y_2, y_3) \cdot (F + u_F) + C_1(y_1 + y_2) + u_1 - R_1(y_1) - R_2(y_2) + Pe(y_2 - y_3) + (Pe + A) y_3\}$  として、 $H$ の極大化条件により求められる。なお、この証明には Ronald R. Braeutigam and John C. Panzer (1989) を参照した。

通話料金が20円／3分であるため、市外通話であるにもかかわらずその収入はすべて市内網利用対価（10円／3分×2）とみなされる（市外網コストを負担しない）と言う難点がある。第二は、今回の論議で余り取り上げられなかった基本料収支の赤字問題である。中継サービスの公正競争の観点から網とサービスとの関係を整理すると表7のようになり、現行の赤字はNTTの市内収支の赤字を含めてNTTの市外利用者の負担となっているのである。このことは、NCCの中継サービスとNTTの中継（市外）サービスが基本料に関しては同等の条件となっていないことを示している。したがって、NCCに対するNTT側のID化、POI設置の遅滞解消と言った事業運営面での公正競争整備の他、NTT市内部門の加入者網、市内網とNTT市外部門及びNCC中継網との相互接続について適正な「足回り」料金（アクセスチャージ）を課すことが事業部制の徹底と同時に望まれるのである。すなわち、適正な区分計算には料金制度の見直し<sup>16)</sup>、接続条件の公開が必要といえる。第三は、電話役務損益というセグメント会計情報はだれに対する情報かということの再検討である。規制の論理からは今回の郵政省令方式による開示は意味があるが、NTTは民営化された株式公開企業でもある。利害関係者には規制当局のほか、利用者、株主及び投資家がいるのであるから、それぞれのニーズに適合したものは何か（例えば利用者の観点からは、基本料、市内、市外の3区分よりも市内通話と市外通話の目的別区分にしてコストと収益を対応づけたものが考えられる）を、会計のもう一つの機能であるアカウントビリテイの観点と合わせて考える必要がある。なお、最近になり、郵政省は近距離料金制度の改革（値下げ）案を、また、NTTは県内一律料金制度の検討をそれぞれ開始したと伝えられている（日本経済新聞1991.4.15）が、その背後にはNTTの組織再編成が絡んでいると思われ、今後とも会計情報と規制政策の関連について関心を持って取り組んでいく必要がある。最後に、本稿で取り上げた資料は全て公開されているものか、マスコミ発表のものに限定している。現在では「NTTステーショ

---

16) 料金制度の見直しには、市内と市外に区分した料金体系が望まれる。

ン」で従前よりも多くの情報公開が進められているから、より詳細な分析も可能かも知れないが、ここでの主題の解明には十分であることを申し添えておくとともにNTTの最近の情報公開に対する積極的な取り組みを評価するものである。

表7 電話サービスと料金、通話網との関係

網	料 金	収 支	市 外 通 話		市内通話
			N T T	N C C	N T T
加入者網	基 本 料	赤 字	○	(○)	○
市 内 網	足 回 り 料 金	赤 字 (NTT)	○	○	○ 市 内 通 話 料
市 外 網	市外通話料金 — 足 回 り 料 金	黒 字	○	○	

注：○は各サービスの利用者が負担していることを示す。NCC利用者の加入者網部分が括弧表示になっているのは、直接NCCに対して料金を払っていないがNTTの加入契約者でもあることから間接的に負担していることを指す（NCC加入契約のみではNCCサービスを受けられない）。  
なお、足回り収支が赤字という意味は、10円／3分という足回り料金が市内通話料金と同額であり、市内通話収支（網単位）が赤字であるということである。

## 参 考 文 献

1. Littlechild, S., "Regulation of British Telecommunications Profitability", London: Department of Industry, 1983
2. 岡野行秀「規制と企業行動—国鉄民営化の影響—」『経済学論集』第55巻, 第2号, 1989. 7
3. 熊野実夫「公益事業の料金規制と会計」, 醍醐・田中『現代会計の構想』中央経済社, 1990
4. 醍醐聰「電電公社民営化の経済的帰結」『日本の企業会計』東京大学出版会, 1990
5. Hayes, B, and Seigel, D. "Rate of Return Regulation with Price Flexibility." *Journal of Business*, Vol.59, 1986, pp.537-553
6. Haring, J. and Kwerel, E. "Competition Policy in the Post-Equal Access Market." Federal Communications commission, OPP Working Paper Series No.22, 1987
7. Richard, S. "Good regulatory regimes" *RAND Journal Economics*, vol. 20, No. 3, 1989, pp.417-436
8. 醍醐聰・田中健二『現代会計の構想』序文 p 1
9. 電気通信審議会『今後の電気通信産業の在り方—中間答申』1989.10. 2
10. IASC, IAS 14, "Reporting financial Information by Segment" August, 1981
11. FASB, FASB Statement No.14, "Financial Reporting for Segments of business Enterprise" December, 1976
12. 石田秀樹「企業における実務上の対応について」*JICPA ジャーナル*, No.415, Feb, 1990, p 32
13. Ronald R. and John C. "Diversification incentives under "price-based" and "cost-based" regulation" *RAND Journal of Economics* vol.20, No. 3, 1989, pp.373-391